



# 金 沢 市 公 報

号外第 29 号の 2

平成30年(2018年)12月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 5
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課)	1	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 11
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 ( " )	1	●公営企業管理規程
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	1	○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	2	○金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 ( " )
		●病院事業管理規程
		○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)

## 規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第68号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第56号)の施行期日は、平成30年12月28日とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第69号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第57号)の施行期日は、平成30年12月28日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第70号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第2号及び第3号中「5,100円」を「5,300円」に改め、同項第4号中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第19条の5第1号中「100分の180」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の95」に改める。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第57号）の施行の日（平成30年12月28日）から施行し、改正後の第13条第1項各号の規定は同年4月1日から、改正後の第19条の5各号の規定は同年12月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第71号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中	54	を	53	に、	62	を	61	に、	
	54		54		62		61		
	55		54		62		61		
	55		54		62		61		
	56		55		62		61		
	56		55		62		61		
	57		55		62		61		
	57		56		62		61		
	57		56		62		61		
	57		56		62		61		
	58		56		62		61		
	58		57		62		62		
	58		57		63		62		
	59		57		63		62		
	59		58		63		62		
	59		58		63		62		
	60		58		63		62		
	60		59		63		62		
	60		59		63		62		
	61		59		63		62		
61	60	63	62						
61	60	63	62						
61	60	63	62						
61	60	63	62						
64	を	63	に、	65	を	65	に、	66	を
64		63		65		65		67	
64		63		66		65		67	
64		63		66		65		67	
64		64		66		65		67	
65		64		66		65		67	
65		64		66		65		67	
65		64		66		65		67	

66
66
66

に、

67
67
68

を

67
67
67

に改め、同表ウの表中

29
29
29
30
30

を

28
29
29
29
29

に、

31
31
31
32
32
32
33
33
33

を

30
30
30
31
31
31
31
32
32

に改め、同表エの表中

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
47
47
47

に改め、同表オの表中

78
79
80
81
81
81
81
81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
85
85
86
86
86
86
86
87
87
87
87
88

を

77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
85
86
86
86
87
87
87
87

に改める。

別表第7の2イの表中

94
96
98
100
103
106
109
112
117
122
127
132
138
144
150

を

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131
136
141
146
151

に改め、同表ウの表中

50
53
56
59
62

を

に改め、同表エの表中

51
55
59
63
65

を

78
80
82
84
85

を

79
82
85
85
85

に改め、同表オの表中

を

101
102
103
104
108
112
116
120
124
128
132

を

102
104
106
108
112
116
120
124
127
130
133

に改める。

を

30
32

を

31
32

に、

附 則

(施行期日等)

- この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第57号）の施行の日（平成30年12月28日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との

均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第72号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,700	182,300	204,100	250,700	279,900
	2	131,600	183,800	205,300	251,900	281,800
	3	132,600	185,300	206,700	253,000	283,600
	4	133,500	186,700	208,000	254,200	285,400
	5	134,500	188,100	209,300	255,100	287,200
	6	135,500	189,600	210,700	256,400	289,000
	7	136,500	191,000	212,100	257,500	290,700
	8	137,500	192,300	213,500	258,700	292,500
	9	138,300	193,700	214,800	259,800	294,000
	10	139,300	194,700	216,400	260,700	295,800
	11	140,300	196,000	218,000	261,900	297,500
	12	141,400	197,100	219,400	263,100	299,300
	13	142,200	198,300	220,600	264,100	300,700
	14	143,200	199,400	222,100	265,200	302,400
	15	144,200	200,500	223,600	266,200	304,000
	16	145,200	201,600	224,900	267,200	305,500
	17	146,400	202,600	225,800	268,200	307,000
	18	147,600	203,700	226,500	269,400	308,600
	19	148,800	204,700	227,400	270,500	310,200
	20	150,000	205,700	228,400	271,400	311,900
	21	151,100	206,600	229,300	272,500	312,900
	22	152,300	207,700	230,900	273,600	314,400
	23	153,500	208,800	232,200	274,700	315,800
	24	154,700	209,800	233,300	275,700	317,300
	25	155,900	210,700	234,700	276,500	318,400

26	157,400	211,600	236,000	277,600	319,900
27	158,900	212,300	237,300	278,700	321,300
28	160,400	213,200	238,600	279,800	322,700
29	161,800	214,100	239,500	280,700	324,300
30	163,300	215,300	240,700	281,800	325,500
31	164,800	216,300	242,000	282,800	326,800
32	166,300	217,200	243,200	283,800	328,000
33	167,800	217,800	244,300	284,500	329,100
34	169,600	219,000	245,600	285,400	330,000
35	171,400	220,100	246,700	286,300	331,100
36	173,200	221,300	247,900	287,400	332,200
37	175,000	221,900	249,200	288,000	333,300
38	176,700	223,100	250,300	288,900	334,400
39	178,400	224,300	251,600	289,800	335,400
40	180,100	225,400	252,900	290,700	336,400
41	181,700	226,300	253,900	291,300	337,400
42	183,100	227,500	255,200	292,300	338,400
43	184,400	228,500	256,300	293,300	339,400
44	185,800	229,600	257,600	294,200	340,400
45	187,300	230,800	258,400	294,900	341,300
46	188,700	231,800	259,500	295,800	342,300
47	190,100	232,900	260,700	296,700	343,300
48	191,500	233,900	261,700	297,600	344,300
49	192,800	234,900	262,900	298,300	345,200
50	193,900	236,000	264,100	298,900	346,100
51	195,000	237,100	265,300	299,600	347,000
52	196,200	238,200	266,200	300,400	347,800
53	197,300	239,300	267,100	301,000	348,600
54	198,400	240,300	268,200	301,800	349,400
55	199,300	241,200	269,400	302,500	350,200
56	200,400	242,000	270,600	303,200	350,900
57	201,500	242,900	271,400	303,900	351,600
58	202,500	243,900	272,500	304,600	352,400
59	203,500	244,900	273,600	305,400	353,300
60	204,500	245,800	274,600	306,100	354,000
61	205,600	246,600	275,600	306,700	354,700
62	206,500	247,500	276,700	307,400	355,400
63	207,400	248,400	277,500	308,100	356,100

再任 用職 員以 外の 職員	64	208,300	249,300	278,600	308,800	356,800
	65	209,000	250,100	279,400	309,300	357,400
	66	209,800	250,900	280,200	309,800	357,900
	67	210,500	251,700	281,000	310,400	358,400
	68	211,300	252,400	281,800	311,100	358,900
	69	211,700	253,100	282,400	311,700	359,300
	70	212,300	253,700	283,200	312,100	
	71	212,600	254,100	284,000	312,600	
	72	213,100	254,500	284,700	313,100	
	73	213,300	254,700	285,500	313,400	
	74	213,900	255,100	286,200	313,900	
	75	214,400	255,600	287,000	314,400	
	76	215,100	256,100	287,800	314,800	
	77	215,300	256,400	288,400	315,000	
	78	216,000	256,800	288,900	315,300	
	79	216,500	257,300	289,400	315,600	
	80	217,100	257,800	289,800	315,900	
	81	217,800	258,100	290,200	316,200	
	82	218,200	258,400	290,600	316,500	
	83	218,800	258,700	291,100	316,800	
84	219,500	259,000	291,600	317,100		
85	220,100	259,200	292,000	317,300		
86	220,600	259,400	292,600	317,700		
87	221,100	259,700	293,200	318,000		
88	221,800	260,000	293,800	318,200		
89	222,300	260,200	294,100	318,400		
90	222,900	260,400	294,600	318,700		
91	223,500	260,800	295,100	319,000		
92	224,000	261,000	295,500	319,300		
93	224,400	261,300	295,900	319,500		
94	224,900	261,700	296,400	319,800		
95	225,400	262,000	296,900	320,100		
96	225,900	262,300	297,400	320,300		
97	226,200	262,500	297,700	320,500		
98	226,700	262,800	298,100	320,800		
99	227,200	263,000	298,600	321,100		
100	227,700	263,300	299,100	321,300		

101	228, 100	263, 600	299, 500	321, 500
102	228, 600	263, 800	299, 900	
103	229, 200	264, 100	300, 200	
104	229, 900	264, 400	300, 500	
105	230, 300	264, 600	300, 800	
106	230, 800	264, 800	301, 200	
107	231, 100	265, 100	301, 600	
108	231, 500	265, 300	302, 000	
109	231, 700	265, 600	302, 300	
110	232, 100	265, 900	302, 700	
111	232, 600	266, 200	303, 100	
112	233, 000	266, 400	303, 400	
113	233, 200	266, 600	303, 600	
114	233, 700	266, 900	303, 900	
115	234, 200	267, 100	304, 200	
116	234, 700	267, 300	304, 400	
117	235, 000	267, 600	304, 600	
118	235, 400	267, 900	304, 900	
119	235, 800	268, 200	305, 200	
120	236, 200	268, 500	305, 400	
121	236, 600	268, 700	305, 600	
122		268, 900	305, 900	
123		269, 200	306, 200	
124		269, 500	306, 400	
125		269, 700	306, 600	
126		269, 900	306, 900	
127		270, 200	307, 200	
128		270, 500	307, 400	
129		270, 700	307, 600	
130		270, 900	307, 900	
131		271, 200	308, 200	
132		271, 600	308, 400	
133		271, 800	308, 600	
134		272, 000		
135		272, 300		
136		272, 600		
137		272, 800		



金 沢 市 公 報

再任 用職 員		194, 100	205, 200	223, 700	244, 600	275, 400
---------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

別表第 5 中

18	17	22	21	54
19	18	22	22	54
20	18	23	22	55
21	19	23	22	55
22	19	24	23	56
22	19	24	23	56
23	20	25	23	56
24	20	25	24	57
25	21	25	24	57
25	22	25	24	57
26	23	26	24	57
26	24	26	25	57
27	25	26	25	58
27	26	27	26	58
28	27	27	26	58
		27	27	
		28	27	

53	59	58	62	61
54	59	58	62	62
54	59	59	62	62
54	59	59	62	62
55	59	59	62	62
55	60	59	63	62
55			63	
56				
56				
56				
57				
57				
57				

64	63	65	65	66
64	63	66	65	67
64	63	66	65	67
64	64	66	65	67
65	64	66	65	
65	64	66	65	
65	64			
65	64			
65	64			

66
66
66
66

に改める。

別表第 6 中	29	を	30	に、	50	を	51	に、	78	を
	30		32		52		54		80	
	31		34		54		57		82	
	32		36		56		60		84	
	33		37		59		62		88	
	34		38		62		64		92	
	35		39		65		66		96	
	36		40						100	
	38		41						104	
	40		42						108	
	42		43						112	
				116						
				123						
				130						

79
82
85
88
91
94
97
100
105
110
115
121
127
133

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成30年12月28日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下この項及び次項において「職員」という。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第73号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	職員の区分	1項職員	2項職員	3項職員
		円	円	円
1年未満		308,600	50,800	30,400
1年以上2年未満		308,600	50,800	30,400
2年以上3年未満		308,600	50,800	30,400
3年以上4年未満		308,600	50,800	30,400
4年以上5年未満		308,600	50,800	30,400
5年以上6年未満		308,600	50,800	28,400
6年以上7年未満		308,600	49,000	26,400
7年以上8年未満		308,600	47,200	24,300
8年以上9年未満		308,600	45,400	22,300
9年以上10年未満		308,600	43,600	20,300
10年以上11年未満		308,600	41,800	17,300
11年以上12年未満		308,600	40,000	14,200
12年以上13年未満		308,600	38,200	11,200
13年以上14年未満		308,600	36,400	8,200
14年以上15年未満		308,600	35,000	5,200
15年以上16年未満		308,600	33,600	
16年以上17年未満		305,300	32,200	
17年以上18年未満		302,000	30,800	
18年以上19年未満		298,700	29,400	
19年以上20年未満		295,400	28,000	
20年以上21年未満		292,100	26,600	
21年以上22年未満		278,300	26,000	
22年以上23年未満		264,300	25,400	
23年以上24年未満		250,800	24,400	
24年以上25年未満		236,900	23,800	
25年以上26年未満		223,200	23,200	
26年以上27年未満		205,600	22,600	
27年以上28年未満		188,500	22,000	

28年以上29年未満	171,200	21,200
29年以上30年未満	153,600	20,900
30年以上31年未満	135,600	20,500
31年以上32年未満	117,300	19,900
32年以上33年未満	99,400	19,000
33年以上34年未満	73,400	18,100
34年以上35年未満	49,100	17,400

## 附 則

この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第57号）の施行の日（平成30年12月28日）から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

### ●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「5,100円」を「5,300円」に改め、同条第2項中「2,550円」を「2,650円」に改める。

## 附 則

- この規程は、平成30年12月28日から施行し、改正後の金沢市企業局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の金沢市企業局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

### ●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市簡易ガス工作物保安規程（昭和50年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「第9条第4項及び第31条第1号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「及び法第34条の自主検査（以下「定期自主検査」という。）」を加える。

第9条第4項中「第31条第1号において」を「以下」に改める。

第10条第1項中「検査」の次に「（集合装置に係る定期自主検査を含む。次項、次条及び別表第2において同じ。）」を加える。

第17条中「資源エネルギー庁が定める技術基準に係る解釈の例」を「技術基準の解釈例」に改める。

第31条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条第3号中「検査」の次に「（定期自主検査を除く。）」を加え、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第10条に係る定期自主検査の記録

第31条中第2号を第3号とし、同条第1号中「使用前自主検査」を「第9条に係る使用前自主検査」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

(1) 第8条に係る保安に関する教育及び訓練の記録

第33条第1号中「5年」を「1年」に改め、同条第2号中「及び第3号」を削り、「1年（異常箇所等の記録等重要な記録及び検査の記録にあっては、3年）」を「5年」に改め、同条第3号中「第31条第4号」を「第31条第3号及び第4号」に、「3年」を「1年（異常箇所等の記録等重要な記録及び検査の記録にあっては、3年）」に改め、同条第

4号中「1年」を「5年」に改め、同条第5号中「10年」を「3年」に改め、同条に次の2号を加える。

- (6) 第31条第7号に掲げる記録 1年
- (7) 第31条第8号に掲げる記録 10年

別表第2中「及び装置」を「及び集合装置」に、

	検査	1年に1回以上	① 外観による変形破損の有無 ② 発泡液によるガス漏えいの有無（集合装置のみ）	を
--	----	---------	--	---

	検査（集合装置に限る。）	1年に1回以上（定期自主検査にあっては、25月に1回以上）	① 外観による変形破損の有無 ② 発泡液又はガス検知器によるガス漏えいの有無 ③ その他	に、
--	--------------	-------------------------------	--	----

「作動状況の検査」を「作動の状況」に、

	検査	技術基準による。	① 技術基準及び解釈例等による方法による漏えい検査（LPGの場合は、ガスを吸引する方法による。） ② その他	を
--	----	----------	---	---

	漏えい検査	技術基準による。	① 技術基準及び解釈例等による方法による漏えい検査 ② その他	に
--	-------	----------	------------------------------------	---

改め、同表の（注）中「さく」を「柵」に改め、同（注）を同表の（注1）とし、同表に（注2）として次のように加える。

（注2） 定期自主検査の検査方法の詳細は、ガス工作物定期自主検査要領による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定による最初の定期自主検査は、平成31年4月30日までにを行うものとする。

**病 院 事 業 管 理 規 程**

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年12月27日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「額」を「勤務の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「勤務については20,000円」を「勤務 21,000円」に、「12,000円」を「12,600円」に改め、同項第2号中「勤務については5,900円」を「勤務 6,100円」に改める。

別表第3夜間看護等手当の項中「6,800円」を「7,300円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「につき 2,000円」を「につき 2,150円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月28日から施行し、改正後の金沢市立病院職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の金沢市立病院職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された夜間看護等手当及び宿日直手当は、改正後の規程の規定による夜間看護等手当及び宿日直手当の内払とみな

す。

平成30年(2018年)12月27日 印刷  
平成30年(2018年)12月27日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄